

令和7年度の公定価格等の額について

貴施設（事業）の令和7年度各月における1人当たり公定価格及び施設等利用給付費の額は、以下の表に記載のとおりです。
この内容により、令和7年度に貴施設（事業）を利用した教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者に対し、
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費及び施設等利用給付費の額に係る法定代理受領の通知（※1）をお願いします。
なお、額についてはR8.3.12現在の各施設の状況（利用子ども数、加算等の適用状況等）により算定しています。状況が変わった場合には額が変動する場合があります。

（※1）子ども・子育て支援法に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）及び第57条により、特定教育・保育施設等及び特定子ども・子育て支援提供者は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、当該保護者に通知しなければならないこととなっています。

（単位：円）

1 公定価格の額

認定区分	年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育認定子ども (1号認定子ども)	満3歳児	236,758	299,488	297,938	297,938	297,938	297,938	296,588	296,588	296,588	299,708	296,588	306,498	
	3歳児	236,758	234,978	233,428	233,428	233,428	233,428	232,078	232,078	232,078	235,198	232,078	241,988	
	4歳以上児	215,558	213,778	212,228	212,228	212,228	212,228	210,878	210,878	210,878	213,998	210,878	220,788	
保育認定子ども (2・3号認定子ども)	0歳児	標準時間	245,580	245,540	243,110	245,450	245,420	245,410	245,390	245,370	245,320	245,610	245,280	246,460
		短時間	240,100	240,060	237,680	239,970	239,940	239,930	239,910	239,890	239,840	240,130	239,800	241,030
	1歳児	標準時間	162,370	162,330	160,730	162,240	162,210	162,200	162,180	162,160	162,110	162,400	162,070	164,080
		短時間	156,890	156,850	155,310	156,760	156,730	156,720	156,700	156,680	156,630	156,920	156,590	158,660
	2歳児	標準時間	141,650	141,610	140,220	141,520	141,490	141,480	141,460	141,440	141,390	141,680	141,350	143,570
		短時間	136,170	136,130	134,790	136,040	136,010	136,000	135,980	135,960	135,910	136,200	135,870	138,140
	3歳児	標準時間	82,520	82,480	81,800	82,390	82,360	82,350	82,330	82,310	82,260	82,550	82,220	85,150
		短時間	77,260	77,220	76,590	77,130	77,100	77,090	77,070	77,050	77,000	77,290	76,960	79,940
	4歳以上児	標準時間	62,010	61,970	61,500	61,880	61,850	61,840	61,820	61,800	61,750	62,040	61,710	64,850
		短時間	56,710	56,670	56,250	56,580	56,550	56,540	56,520	56,500	56,450	56,740	56,410	59,600

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	4,900	4,900	4,900	4,900	4,160	4,900	4,900	4,410	4,900	4,650	4,410	4,650
2号認定子ども	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900

- 各年齢区分において、子どもが在籍していない月についても1人当たり公定価格の額を記載しています。
- 月を通じて在籍する子どもに係る額を記載しています。月途中で入退所した場合にあつては、当該額を日割計算した額となります。

2 施設等利用給付費の額

施設等利用給付（2号・3号）認定子どもが預かり保育を利用した場合、月額11,300円（満3歳児は月額16,300円）を上限に給付

幼稚園の預かり保育の無償化となる額（月額）	「450円×利用日数」と「実利用料」を比較して小さい額
-----------------------	-----------------------------